

一般財団法人鹿児島県社会保険協会会員規程

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第13条に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した鹿児島県内に事業所を有し、健康保険又は厚生年金保険の被保険者を使用する事業主又は事業所を代表する者とする。

第3条 一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第14条に定める届出は、様式一「入会申込書」により行わなければならない。

第4条 一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第16条に定める届出は、様式二「退会届」により行わなければならない。

附 則

この規程は、平成23年10月3日より施行する。